

♡

浦添市にお住まいの多胎（双子や三つ子の赤ちゃん）妊婦さんへ

妊婦健診受診票の追加交付(5回分)のご案内

浦添市では、令和4年4月から多胎妊娠の方に対して、妊婦健診にかかる費用の公費負担の回数を通常の14回に加え、5回分追加実施いたします。（合計19回となります。）

♡ 対象者

浦添市に住民登録があり、令和4年4月1日以降に妊婦健康診査を受診する多胎妊婦

♡ 内 容

- ・親子(母子)健康手帳の交付時に、14回の受診票と合わせて『多胎用』の5回分の受診票を追加で交付します。（追加の受診票：9－1回目、9－3回目、9－5回目、9－7回目、9－8回目）
- ・すでに親子(母子)健康手帳の交付を受け、令和4年4月1日以降に妊婦健診を受診される方も対象となります。対象の方へは、受診票をご自宅へ郵送しております。

♡ 使い方

- ・多胎追加分の受診票は、『多胎用』と記載されています。通常の14回分を使用後、『多胎用』受診票をお使いください。ただし、有効期限のない受診票（ピンク色）が残っていない場合は、15回目以降でなくともご使用いただけます。

♡ 注意事項

- ・各受診票の助成額を超えた費用については、自己負担となります。
- ・余った受診票の払い戻しはできません。また、交付を受けた妊婦ご本人以外での使用はできません。
- ・浦添市から転出（住民票を異動）した場合は、利用できません。転出先の市町村にお問い合わせください。
- ・浦添市に転入してきた場合は、追加分をお渡しします。こども家庭課母子保健係へお問い合わせください。



【 お問い合わせ 】

浦添市 こども家庭課 母子保健係（浦添市保健相談センター）

TEL 875-2100 FAX 875-1579